

公立沖縄北部医療センター整備協議会設置要綱

令和2年8月5日保医第300号 制定
令和3年1月27日保医第797号 改正
令和3年3月25日保医第950-1号 改正

(設置)

第1条 沖縄県立北部病院と公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院を統合して新たに設置する公立沖縄北部医療センター（以下「北部医療センター」という。）の基本的枠組みの詳細その他北部医療センターの整備に関して必要な事項について協議を行うため、北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書第4条第1項の規定に基づき、公立沖縄北部医療センター整備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 北部医療センターの基本構想及び基本計画に関すること
- (2) 北部医療センターに関する財政負担の割合及び金額に関すること
- (3) 北部医療センターの運営により生じた剰余金の取り扱いに関すること
- (4) 沖縄県及び北部12市町村で設立する一部事務組合及び財団に関すること
- (5) 上記(1)から(4)のほか北部医療センターの基本的枠組みの詳細その他北部医療センターの整備に関して必要な事項に関すること

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に、会長を置き、会長には沖縄県副知事をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を総括する。

(会議)

第4条 協議会は会長が招集し、議事進行は会長が行う。

- 2 会長は、沖縄県職員の中からあらかじめ指定した者に議事進行させることができる。
- 3 会長又は委員に事故があるときは、その職務を代理する者は、構成員として会議に出席することができる。
- 4 会議は、公開とする。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会に付議する事項について協議及び調整を行う。
- 3 幹事会は、協議会を構成する団体の職員及び幹事会で参加を承認された者で構成する。
- 4 幹事会に、幹事長を置き、幹事長には沖縄県保健医療部長をもって充てる。
- 5 幹事会の運営に関して必要な事項は、幹事長が別に定める。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、沖縄県保健医療部医療政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）協議会構成員

NO	構成団体及び職名	役職
1	沖縄県副知事	会長
2	沖縄県保健医療部長	委員
3	名護市長	委員
4	国頭村長	委員
5	大宜味村長	委員
6	東村長	委員
7	今帰仁村長	委員
8	本部町長	委員
9	恩納村長	委員
10	宜野座村長	委員
11	金武町長	委員
12	伊江村長	委員
13	伊平屋村長	委員
14	伊是名村長	委員
15	公益社団法人北部地区医師会長	委員
16	沖縄県病院事業局長	委員
17	琉球大学病院長	委員